

SHOEI 製品取り扱い基準の変更について

拝啓 貴社益々ご清祥の事とお喜び申し上げます。日頃は組合活動にご協力頂き誠に御礼申し上げます。

2019年4月よりSHOEIヘルメットの取り扱いするにあたり、講習の受講が必要となっておりますが、この度新たにSHOEI製品取扱基準が改定される事となりましたのでご案内いたします。

詳細は下記の通りですが、要点は 2022年10月1日より、MサイズとLサイズの在庫を置いているモデルのみ、SHOEIに申請の上、販売することが可能になります。つまり2022年10月1日以降、今までのように自由に販売することができなくなります。

下記の内容を踏まえた上で、SHOEI製品の取り扱いを希望される場合は組合事務局までご連絡下さい。

何卒ご理解の程、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 改定の趣旨

2019年4月より、改定前の「SHOEI 製品取扱基準」に従って「正規販売店」制度の運用を開始しましたが、一般のお客様より正規販売店におけるSHOEI製品の取り扱い状況に関して改善を求める多くの意見が出されたことを鑑み、運転者の安全を最優先に確保する為、「SHOEI 製品取扱基準」を別紙の通り改定する運びとなりました。

2. 別紙「SHOEI 製品取扱基準(改定版)」の適用開始時期は次の通りとなります。

- a) (1)改定前と変更なく適用を継続となります。
- b) (2)2021年10月1日より適用開始となります。
- c) (3)2021年10月1日より適用開始となります。
- d) (4)2022年10月1日より適用開始となります。

3. 別紙「SHOEI 製品取扱基準(改定版)」(4)に対し、販売店の取扱製品内容と製品在庫状況を随時確認させていただく事となります。

4. 別紙「SHOEI 製品取扱基準(改定版)」の内容を充足できない正規販売店に関しましては、2022年10月以降、SHOEI製品であるヘルメット(オプションパーツを除く)を取り扱わないものとし、当該店舗をSHOEIホームページにおいて正規販売店として掲載しない事とします。

※添付資料:「SHOEI 製品取扱基準(改定版)」

以上